

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

三木市立志染小学校

1 基本方針の策定について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
＜いじめ防止対策推進法より＞

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめへの対応について

(1) いじめの未然防止

① いじめを生まない土壌づくりに努める。

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる、好ましい人間関係づくりに学校全体で取り組む。

② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

③ 被災児童等、事情のある転入児童に対して、予断や偏見を持つことを許さず、公平・公正に接し、学校の仲間として温かく迎えるよう指導する。

④ いじめ防止出前授業、相談対応等、子どもいじめ防止センターとの連携を図る。

(2) いじめの早期発見

- ① 「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、どんな小さないじめも初期段階から見逃さない、見逃さない鋭い人権感覚を身に付けていく。
- ② 児童に変わった様子が見られる場合には、学年団や生活指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 「学校生活に関するアンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握する。いじめゼロの学校づくりを目指すものではあるが、小さな事案を見逃さず、件数として挙げる姿勢で臨む。

(3) いじめ事案への対応と組織について

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、「いじめ対応チーム」を結成し、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー(以下 SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)、養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ⑥ 在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処する。
- ⑦ 「ネットいじめ」を防止するために、インターネット上の不適切な書き込み等について、被害の拡大を避けるため、直ちに削除(要請)する等、適切な措置を取る。
特に SNS やオンラインゲーム等のいじめについては、契約者である保護者の協力が必要であり、児童生徒の端末データの確認や削除等、保護者と連携して対応にあたる。

⑧ いじめ問題に取り組むための校内組織

ア 学校内の組織

生活指導委員会

月1回、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

いじめ対応チーム

いじめ問題の防止及び解決を実効的に行うため、管理職、生活指導担当、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SC、SSW等の専門知識を有する者による「いじめ対応チーム」を設置する。必要に応じて会を開催する。

イ 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生活指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により、敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生活指導委員会を開催する。緊急生活指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、生活指導担当、PTA本部役員(4人)、三木警察署、
市教委担当、いじめ防止センター職員、民生主任児童委員、
校区区長協議会会長

⑨ 重大事態への対応

・重大事態とは

「いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」。また「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認めるとき。」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手)。

※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時」を含む。

・対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに教育委員会に報告する。校長のリーダーシップのもと学校が主体となって、事実関係を明確にするため調査し、いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供する。調査結果を教育委員会に報告し、必要な措置をとる。

⑩ いじめ解消の確認

(1)いじめに係る行為が少なくとも3か月は止んでいること。

(2)被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

・被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

・解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ対応チーム」において、いじめ解消に至るまで、支援を継続する。

・「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害および加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

3 いじめの未然防止、早期発見、対応に向けた取組と年間指導計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	職員会議 生活指導委員会 ◇基本方針の確認 ◇いじめ防止対応マニュアルの確認 ◇年間推進計画の確認	職員研修 人権教育の年間計画 道徳教育の年間計画 キャリア教育の年間計画	
5	生活指導委員会	カウンセラーによるストレスマネジメント教育(1学期実施)	
6	生活指導委員会		学校生活アンケート① カウンセリング①
7	地区懇談会 (職員・保護者向け研修会)	学校生活アンケートの分析と対策①	
8	職員研修		
9	生活指導委員会 ◇2・3学期の計画	情報モラル教育(ネット利用教室)	
10	生活指導委員会		
11	生活指導委員会		学校生活アンケート② カウンセリング②
12	生活指導委員会	学校生活アンケートの分析と対策②	
1	生活指導委員会		
2	生活指導委員会		学校生活アンケート③ カウンセリング③
3	生活指導委員会 ◇推進計画の見直し ◇来年度への課題検討 ◇基本方針の見直し	学校生活アンケートの分析と対策③	